

(参考) 一般的な必要経費の科目とその明細

科 目	摘 要	科 目	摘 要
租 税 公 課	事業税、事業用資産の不動産取得税・登録免許税・固定資産税、事業用自動車の自動車税、印紙税、税込経理方式による消費税（地方消費税を含む。）納付額、利子税、商工会議所・商工会・商店会などの会費、青色申告会費、同業者組合などの組合費など	福 利 厚 生 費	従業員の慰安・医療・保健衛生・修養等のために事業主が支出した費用、健康保険・厚生年金・失業保険等各種保険料で事業主の負担すべきもの
		給 料 賃 金	店員給料、賞与、現物給与、住込店員等の賄費など
荷 造 運 賃	販売商品の荷造りにかかった包装材料、荷造り人等に支払った賃金、鉄道・船舶・自動車・その他運送店へ支払った運賃など	利 子 割 引 料	事業用借入金の利子、受取手形の割引料など
水 道 光 熱 費	水道料、電気料、動力料、ガス代、灯油、重油、薪炭代など（生活費分は年末に除いても結構です。）	地 代 家 賃	事業用の土地を借用した場合の地代及び店舗・工場・倉庫等を借用している場合の家賃（生活費分は年末に一括して除いても結構です。）
旅 費 交 通 費	事業のためにかかった電車・バス・車代及び宿泊料などの費用	外 注 工 賃	修理・加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など
通 信 費	事業上の連絡などのため支出したはがき、切手等の郵便料、電話、電報料など	雑 費	上記以外の事業用の費用
広 告 宣 伝 費	新聞、雑誌等の広告、チラシ、折り込み等の広告、名入のマッチ、ウチワ、カレンダー、福引券、ショーウィンドーの陳列装飾費など	専 従 者 給 与	青色申告者の家族従業員に対する給与
		(注)	材料費は仕入として取扱います。
接 待 交 際 費	茶菓子、飲食代など事業上要した接待交際費及び事業経営上支出した寄付金（支出した理由を特に明らかにしておいてください。）	事 業 主 賃	<b>必要経費とならない生活上の支払い</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の生活費</li> <li>・ 事業の経費と共通する家計費分（家事関連費といい、電気料、水道料、火災保険料など）は年末に経費科目から除いて加算します。</li> <li>・ 所得税・相続税・贈与税・住民税などの税金、国民健康保険料・国民年金の保険料、区費・自治会費、国税の延滞税・各種加算税、地方税の延滞金、罰金、科料、交通反則金、故意又は重大な過失による損害賠償金、生命保険料、生計を一にする親族に支払う家賃及び借入金の利子など</li> </ul>
損 害 保 険 料	事業用資産に対する火災保険料、事業用自動車などの損害保険料		
修 繕 費	事業用の建物、什器、備品、機械等にかかった通常の維持修理代		
消 耗 品 費	帳簿・文房具・用紙・包装紙・その他の消耗品購入費、自動車のガソリン代、耐用年数1年未満又は単価10万円未満（平成10年までは20万円未満）の什器・備品などの固定資産の購入費		